

「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」に基づく「県の取組方針」の説明

◆はじめに

- ・令和3年3月26日の条例公布・施行を受けて、県では、「県の取組方針」を策定しました。ここでは、皆様の参考となるよう、取組方針の要点を御説明します。
- ・なお、本条例が議員提案で制定された経緯を踏まえ、取組方針は、令和2年度の県議会条例案検討委員会における議論を反映したものとしています。
- ・また、令和3年8月から9月にかけて実施したパブリックコメントにおける県民意見を踏まえたものとしています。

◆取組方針の内容について

出納局のホームページに掲載した次の資料を御参照ください。

県の取組方針…以下「資料1」といいます。

県の取組方針の概要…以下「資料2」といいます。

●取組方針の構成について（資料2参照）

- ・資料2の左側の枠内には「条例の概要」、右側の太枠内には「県の取組方針の概要」を記載しています。
- ・取組方針は大きく2つに分かれており、右側上段の「Ⅰ 基本的事項」には、取組を進めるに当たっての「基本的な考え方」のほか、条例制定の背景や条文の趣旨など、**総論的な内容**を記載しています。
- ・右側下段の「Ⅱ 分野ごとの具体的な取組」は各論的な部分であり、工事、委託及び物品購入など、分野ごとに県としての具体的な取組を記載しています。

●「Ⅰ 基本的事項」

【取組方針の位置付け】（資料1/P2参照）

- ・この「取組方針」は、条例第6条の規定に基づき、条例の基本理念を踏まえた公契約の締結等を確保するため、県が取り組むべき方針を定めるものです。
- ・この中で、「県が取組を進める上での基本的な考え方」を示すとともに、県及び事業者等の責務（役割）を具体的な取組に落とし込み、見える化しています。

【基本的な考え方】（資料1/P3参照）

- ・条例の基本理念を踏まえ、P3上段（2）のとおり、「県が取組を進める上での基本的考え方」として5項目を示しています。
例えば、
 - ①価格以外の多様な要素も考慮した**総合的に優れた契約の締結**を促進すること
 - ②労働基準法や最低賃金法をはじめ**労働関係法令全般の遵守**を求めることにより、働き方改革にも対応しつつ、**下請との公正な取引を促進**すること
 - ③入札及び契約制度の中で、**事業者の社会的活動**を加点評価するなど、**頑張る事業者を積極的に評価・応援**すること などです。
- ・これらの考え方に基づき、具体的な取組を展開していきます。

【条例の対象となる契約】(資料1)P3 参照)

- ・条例の対象となる契約は、県が対価の支払いをする**全ての契約**としています。

【県及び事業者等が取り組む事項】(資料1)P4～P10 参照)

- ・資料1のP4～P10では、「県が取り組む事項」(P4～P7)及び「事業者等が取り組む事項」(P7～P10)として、条例第4条及び第5条に規定した「県の責務」及び「事業者等の責務」を具体的に説明しています。
- ・条例の実効性を上げるためには、契約の当事者となる関係者の方々に、この部分への理解を深めていただくことが必要となります。
- ・中でも、P8～P10では、県議会条例案検討委員会での議論を踏まえ、条例第5条第2項の「公正な下請契約の締結」や同条第3項の「従事者の労働環境の整備」に関する事項について、事業者の皆様にご理解していただきたい内容をできる限り詳細に説明しました。
- ・賃金や報酬は、労使あるいは事業者間で決定すべき事項であるため、取組方針で具体的な報酬下限の額や目安を示すことは考えていませんが、一人親方等の報酬等も含めた労働環境の整備や公正な下請取引の促進は重要であることから、取組方針には、「**事業者等が守るべき精神規範**」として示しています。
- ・具体的には、P8～P9に、一人親方を含む下請従事者の賃金・報酬にしわ寄せが生じないように、①**適正な見積りに基づき請負金額を設定すべきこと**、②**対等な立場に基づいた公正な契約を締結すべきこと**、③**不公正な取引(不当に低い請負金額)の禁止**など、下請契約に当たっての留意事項を記載しています。
- ・また、P10の(3)では、「従事者が労働者であるか、労働関係法令の適用を受けない、いわゆる一人親方であるかを問わず、従事者としての労働環境は適正なものでなければならない」とし、品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)第8条に規定されている「受注者等の責務」を引用して、受注者は「**下請契約を締結する場合には、下請従事者の適正な賃金等を反映した下請契約を締結する**」責務があることも示しました。
- ・以上のように、「公正な下請取引の促進」や「労働環境の整備」に向けて、事業者の皆様に取り組んでいただきたいことを「精神規範」として示しています。

【取組を進める上での具体的手法】(資料1)P11 参照)

- ・県が取組を進める上での特徴的な手法として、2つの項目を掲げました。
 - (1)「事業者の選定方法等」には、「頑張る事業者を応援」するための手法を、
 - (2)「従事者の労働環境の整備」には、「労働関係法令等の遵守など」を進めるための手法を、それぞれ記載しました。

○「事業者の選定方法等」について(資料1)P11 参照)

- ・「よい取組を行う事業者を育てていく」という条例の趣旨を踏まえ、入札等による事業者の選定に当たり、例えば、障害者雇用、次世代育成支援及び健康経営など、**事業者の皆様**の社会的取組を総合評価落札方式等の制度の中で加点评価するとともに、**県ホームページ**等でPRすることにより、頑張る事業者の皆様が報われるよう応援していくこととしています。

○「従事者の労働環境の整備」について（資料1 P12 参照）

- ・県議会条例案検討委員会では、従事者の労働環境整備に向けて取るべき手法について議論がありましたが、条例案へのパブリックコメントの意見に対する検討委員会の考え方として、適正な労働条件の確保に関しては、「誓約書の提出を求めること等により、事業者に自助努力を促すよう県に要請する」という方向性が示されました。
- ・その要請を踏まえ、事業者の皆様のご事務負担にも配慮しつつ、心に働き掛ける手法として、入札参加資格登録申請時及び契約時に、事業者の皆様から「労働関係法令等遵守の誓約書」を提出していただくこととしています。
- ・なお、誓約書の内容については、資料1 P22の様式例をご覧ください。県議会条例案検討委員会での「公正な下請取引の促進を図るべき」という意見を踏まえ、P22 下段の別表のとおり、労働関係法令のほか、独占禁止法や下請法についても遵守の対象とし、上段の誓約書 2 誓約事項（3）にあるように、「下請と公正な契約を締結すること」についても誓約していただく内容となっています。
- ・また、P12 下段のとおり、労働局等による指導監督のほか、法令違反に対する対応として、「労働関係法令等の違反により処分を受けた場合は入札参加停止等を検討」していくこととしています。
- ・これは、県議会条例案検討委員会での「罰則は各法令で規定されており、条例で新たに罰則を設けることは不要」との意見を踏まえて、罰則に代わる実効性を確保するための対応として検討しているものです。

【取組の推進】

○「進捗管理等」について（資料1 P13 参照）

- ・取組方針の見直しに当たり、パブリックコメントの実施や関係団体等の意見を聴取すること、また、毎年度、取組状況を県議会に報告し、その内容を県ホームページで公表することで、様々な方々から御意見をいただきながら、必要に応じて取組の見直しを行うことなどにより、段階的に取組の充実を図っていきます。

○「進捗管理に用いる指標等」について（資料1 P13 参照）

- ・進捗管理を効果的に行うため、P14 上段のとおり、「公共サービスの質の向上」など、条例の3つの目的に沿って取組の方向性を確認するためのモニタリング指標を設定しました。例えば、
 - ①「公共サービスの質の向上」については、その一つの要素である、円滑に公共サービスの提供が行われているかを測る指標として、入札の「不調不落の件数」などを、
 - ②「従事者の労働環境の整備」については、労働関係法令の遵守状況を測る指標として、県内全体の状況ではありますが、「労働関係法令違反件数」などを、
 - ③「頑張る事業者の応援」については、入札等で積極的な評価が行われているかを測る指標として、「総合評価落札方式等において事業者の社会的取組を評価した件数」などを設定しました。
- ・これらの指標を継続的にモニタリングすることにより、目指すべき方向に進展しているかを確認し、取組の促進や見直しにつなげていきます。

- ・なお、これらの指標の状況は、「取組方針の実施状況」の一つとして、県議会に報告する予定です。

○「推進体制」について（資料1 P14 参照）

- ・取組を効果的かつ効率的に進めるため、現在県庁内に設置している「公契約条例推進会議」を発展させた庁内横断の体制整備や国等との連携を図るほか、「県内市町に対し、本条例に関する情報提供を行うなど、市町の主体性を尊重しつつ、必要な支援を行っていく」こととします。

●「Ⅱ 分野ごとの具体的取組」（資料1 P15 参照）

- ・第2編では、各論的な部分として具体的な取組を記載しました。
- ・工事、委託及び物品購入など、分野ごとの業務特性を踏まえつつ、現時点での庁内関係課の取組状況等も考慮したうえで、条例の基本理念を具現化すべく、分野ごとに県が取り組む具体的事項を記載しました。
- ・例えば、「事業者等が守るべき精神規範」を具体化させる取組としては、P17 上段の第1部 工事等の分野における 5（2）「元請下請関係の適正化」に向けた取組の一つとして、④「設計労務単価が下請事業者に行きわたるよう、建設業団体に要請していく」という項目を記載しています。
- ・第2編に記載した取組は、今後取り組むこととしているものも含め、現時点で考えられる取組を記載しています。
- ・必ずしも新しい取組ばかりではありませんが、このような形で取組を「見える化」し、必要に応じて改善も加えながら、取組を進めていくことが必要と考えています。
- ・今後、工事など先行する分野を参考に、関係者の皆様の御意見も踏まえながら、段階的に取組の充実を図っていきます。

◆おわりに

- ・今後、PDCAサイクルにより取組の更なる充実を図っていきます。
- ・皆様の御理解、御協力をよろしく申し上げます。